

**(仮称)早雲山ホテル計画  
環境影響予測評価実施計画書に係る  
答申案**

**令和8年2月 24 日**

環影審 第 号

令和8年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境影響評価審査会

会 長 一ノ瀬 友博

(仮称) 早雲山ホテル計画 環境影響予測評価実施計画書について (答申)

令和7年12月18日付け環第38号で諮問のありました標記のことについて、当審査会において慎重に審査しましたところ、別紙の結論を得ましたので答申します。

## I 対象事業の概要

### 1 事業の名称

(仮称) 早雲山ホテル計画

### 2 事業者

リゾートトラスト株式会社

### 3 事業の目的

本事業は箱根町の強羅地区において、地域の自然、歴史、伝統文化等と触れ合う観光の拠点としてホテル施設を整備するものである。事業に当たっては、可能な限り現在の自然環境を保全するとともに、森林や景観の連続性に配慮しながら事業を実施することで、箱根町における観光産業の持続的な発展に貢献することを目的とするものである。

### 4 事業の内容

本事業は、ホテル施設を整備するものであり、レセプションやレストランの機能を持つ管理棟と4棟の客室棟を整備する計画である。造成工事により約4メートルの切盛りが発生するが、事業実施区域内にある土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を含まない範囲での工事を計画している。

### 5 事業の実施区域

事業実施区域は、箱根町強羅字強羅 1322-47 他であり、面積約 3.9 ヘクタールの範囲である。

### 6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は、富士箱根伊豆国立公園の第二種特別地域の指定範囲内に位置し、箱根登山ケーブルカー及び箱根ロープウェイの早雲山駅よりも標高が高く、現況は大半がスケートリンク跡地となっている。

事業実施区域の北側は県道 734 号に接し、直線距離で約 450 メートルに早雲山駅がある。また、北側(下側斜面)は別荘や保養所が立地し、南側(上側斜面)は早雲山・神山に連なる山地の斜面林となっており、尾根を越えた西側に景勝地である大涌谷が位置している。

なお、事業実施区域から東側約 1.5 キロメートルの強羅地区や北側約 3 キロメートルの仙石原地区には小学校、公民館、社会福祉施設等、環境保全に留意を要する施設が存在している。

## II 審査経緯について

令和7年11月4日に、環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）が知事に提出され、事業者は、工事実施時及び供用時の環境影響について、水質汚濁、騒音・低周波音、植物・動物・生態系など11項目の評価項目を選定した。

これを踏まえ、当審査会は、令和7年12月から令和8年2月までの間に3回、実施計画書について環境保全上の見地から、評価項目の選定や調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の手法などについて審査を行った。

## III 審査結果について

### 1 総括事項

本事業は、富士箱根伊豆国立公園の特別地域という自然環境が豊かな場所において土地の造成を行いホテル施設の整備をするものである。

事業者は、こうした地域特性を踏まえ、緑地面積を現況より増加する計画とし、地域の在来種を使用して周辺の植生や自然景観との連続性を考慮した植栽を実施するとしている。こうした取組みは、自然環境や景観にとって積極的に評価するものであることから、今後もこの方向で取り組むよう努める必要がある。

一方、事業実施区域に至る道路は、時期によっては渋滞が発生し、坂道やカーブも多く歩行者の存在もあることから、調査等に当たっては、交通安全や騒音等の環境影響に配慮するとともに、事業実施区域内において火山活動の活発化に伴う災害対応についても留意する必要がある。

また、計画の具体化に当たっては、こうした環境における開発事業であることから、開発の影響を可能な限り低減することも踏まえて調査等を行うとともに、適宜、関係住民等に丁寧に、かつ分かりやすく説明する必要がある。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図る必要がある。

### 2 個別事項

#### (1) 水質汚濁

本事業に伴う温泉排水は、最終的には早川に流入するため、その水系の生物に影響を及ぼさないように処理する必要がある。

こうしたことから、温泉排水の処理方法については、排水基準を目標にするだけでなく、できる限り濃度を低減することにも留意し、必要に応じて検討した上で調査等を行うとともに、排水基準のない項目についても配慮する必要がある。

#### (2) 土壌汚染

ア 温泉排水に含まれる成分によっては、流れ続けることにより濃縮され、場所によっては、新たな基準超過土をつくることのあるため、温泉排水を

適切に管理する必要がある。

イ 土砂を搬出する場合や事業実施区域内での土砂の移動に関しては、事業実施区域内の土地は火山の影響を受けており、土砂の中には自然由来の基準超過土が含まれていることがありえるため、土砂の取扱いに当たり留意する必要がある。

以上